

下限面積（別段の面積）について

今年度の下限面積（別段の面積）の設定については、下記により平成22年1月8日に設定された30アールのままとし変更は行いません。

記

（1）農地法施行規則第20条第1項の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）30アールの変更は行わない。

理由 2010年の農林業センサスで、管内の農家で30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約6割であるため。

（2）農地法施行規則第20条第2項の適用について

方針 現行の下限面積（別段の面積）30アールの変更は行わない。

理由 平成22年度の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は約6%と低い現状であるため。